



Title	古活字版論語抄における中国側注釈書の取り入れについて
Author(s)	呉, 美寧
Citation	国語国文研究, 119, 29-42
Issue Date	2001-09-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94125
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_119_29-42.pdf



古活字版論語抄における中国側注釈書の取り入れについて

呉 美 寧

- 一 はじめに
- 二 抄の本文における中国側注釈書の取り入れと論語聴塵との関連
- 三 論語本文上の訓点における中国側注釈書の取り入れ
- 四 中国側注釈書の取り入れにおける抄の本文と論語本文上の訓点
- 五 まとめ

一 はじめに

筆者は、拙稿^(注一)（一九九九・二〇〇〇）をとおして、清原家論語抄における中国側注釈書の取り入れについて考察してきた。本稿では、前稿に引き続き、清原家の論語抄とされる古活字版論語抄^(注二)（以下、本抄）を対象に、中国側注釈書の取り入れについて考察する。

本抄の成立年代とその内容について、大江文城博士は、「刊年は不詳であるが、慶長以降元和より寛永初年に出来たものと思はれる……講釈は、大体清家の系統を引いたものであるが、宣賢の「抄」もし

くは「秘抄」「聴塵」等と同一ではない。「皇疏」を本とし、まゝ新注を引証したものである。」と述べる。^(注三)

また、阿部隆一博士は、本抄が業忠・宣賢以来の清原家のものであること、その成立は室町末から近世初期であることを指摘しており、その内容については、「要するに本書は、従来の清家抄を基礎とし、その外の諸抄をも参照して、家説を鮮明にした講説であって、他の清家抄に比して特別の新解釈があるわけではないが、豊富な内容を有し、細かく平明に委曲を尽くした解説を施し、宣賢聴塵を敷衍し、それを補うものである。」という。^(注四)

そこで、本抄における中国側注釈書の取り入れについて調べ、宣賢撰論語聴塵との関連について考察したいと思う。これによって、宣賢以後の清原家の新注撰取の実態を確認することができるとともに、清原家の新注撰取は、宣賢において完遂されたとする従来の見方^(注五)を検証することとする。

ここで一つ注目すべきは、本抄は、抄の本文の前に論語集解の文

を掲げている。これは、先行の清原家論語抄とは区別される特徴である。しかも集解の文には丁寧な訓点^{（注七）}が施されている。これは付刻されたものではなく、出版後手書きで加点されたものである。本稿では、この中、論語本文上の訓点（以下、「訓点」）の性格を、拙稿^{（注七）}（二〇〇一）の考察方法に従い、調査した。また、抄の本文と「訓点」の性格を中国側注釈書の取り入れの側面から比較することによって、「訓点」の素性を考える上で一つのヒントにしたいと思う。

《凡例》

- 一 本稿に用いた中国側注釈書のテキストは、以下のとおりである。
『論語集解』東洋文庫蔵正和四年（一三二五）書写本全十帖、清原教隆点、石塚晴通氏蔵写真版使用（以下、集解）
『論語義疏』懷德堂、大正十三年（以下、皇疏）
『四書章句集注（欽定四庫全書第一九七冊）』宋朱熹撰、上海古籍出版社（以下、集注）
『四書大全（欽定四庫全書第二〇五冊）』明胡廣等奉直敕撰、上海古籍出版社（以下、大全）
海古籍出版社（以下、大全）
- 一 論語は、吉川幸次郎博士の章分けに、筆者が番号を加えた。また、論語本文を挙げる際も、吉川幸次郎氏の以下の本による。
吉川幸次郎『吉川幸次郎全集第四卷 論語・孔子篇上』筑摩書房、一九六六（初版一九六四）
- 一 中国側注釈書及び本抄の漢字は、なるべくテキストどおりにした。しかし、適宜、現行字体に直したところもあるが、「己」と「巳」などの字体関係のものはそのまま引用した。

一 中国側注釈書の掲出場所については、皇疏・集注の順に挙げる。参考文献の引用に際して、旧字体を新字体に直した。
〔抄の本文の場合〕

一 本文引用に際して、適宜句読点をもうけた。

一 抄の本文内の訓み下しに用いられた記号はなるべくそのままにした。

一 なお、翻刻に当たって、適宜、表記を改めたところもある。

一 「訓点」の句・章全体に関わる用例の場合〕

一 訓点本の内容をそのままうつした。ただし、左訓は、「（左）」と示し、返り点などより少々大きく示した。

一 訓合符及び訓読符は、その位置に「訓合符」「訓読符」とやや小さく記す。

一 片仮名は、現行字体に直したところがある。

一 「訓点」の語に関わる用例の場合〕

一 訓の表記は『古語大辞典』（小学館、一九八三）に準ずる。ただし、濁点は省略する。

一 特にことわらない場合は、正訓であり、左訓は「（左）」と示す。

二 抄の本文における中国側注釈書の取り入れと 論語聴塵との関連

まず、抄の本文における中国側注釈書の取り入れについて考察し、その結果を論語聴塵のそれと比較する。

古注と新注が論語の解釈において相違を見せる主な項目24箇所を(注八)
対象に、中国側注釈書の取り入れについて調べた結果を、以下に示す。
参考までに、論語聴塵の結果をともに挙げる。

〈表一〉 古活字版論語抄の抄の本文における中国側注釈書の取り入れ

論語聴塵	抄の本文	古	新	古新	外	古外	新外	古新外	他①	他②	合計
102	97										
16	8										
64	98										
2	2										
20	11										
6	5										
30	20										
2	2										
2	1										
244	244										

表で見るように、古注や新注を単独で取る例が、論語聴塵に比べ
少なくなっている。しかし、そのかわり、古注と新注をともに取る
例が98例に増え、全体の40%を占めている。これに、古注・新注・
別の注釈の三種をともに引く20例を合わせると、118例となり、全体
の約半分にあたる用例においては、古注と新注をともに引いている
のである。

また、全体用例の中、新注が引かれている例が、論語聴塵の116例
から、本抄の抄の本文では、131例となり、全体の約54%を占めてい
る。ただ、古注が引かれている例は236例であり、全体の約93%であ
る。

ここで、古注と新注をともに引いている例を挙げ、本抄の抄の本
文の特徴を確認する。

〈例一〉は、應永本に「急ニツトムルニ務ノ字ヲ書、ユルユルトツ
トムルニ、勤ノ字也」という、その根拠が不明な文が書かれている。

論語聴塵や論語私抄にも同じ内容が書かれているが、本抄ではその
ような内容は見えず、古注と新注をともに引いている。
また、〈例二〉は、應永本以下の抄では古注だけを取っていたもの
が、本抄では、新注をも取り入れている。

〈例一〉

學而第一の二章 有子曰、其爲人也孝弟、而好犯上者鮮矣、不好
犯上、而好作亂者、未之有也、君子務本、本立而道生、孝弟也者、
其爲仁之本與、(皇疏一3ウ 集注一1ウ)

「務」

古注・皇疏「務猶向也、慕也」

新注・集注「務専力也」

抄の本文「務ハ古注ニ向也、慕也、ト云。鳥慕ニ本枝ニト云心ゾ」

(古)

「新注ニハ務ハ専(訓合符)也、ト註スルゾ。於ニ根本ニ
カヲ専ニスル由ニ断セス方ゾ」(新)

〈例二〉

公治長第五の七章 子曰、道不行、乘桴浮于海、從我者、其由與、
子路問之喜、子曰、由也好勇過我、無所取材、(皇疏三4ウ 集注
三2ウ)

「材」

古注・集解「鄭玄曰…取桴材也…古材哉同」

・皇疏「然我無處竟取爲桴之材也」

新注・集注「材與裁同古字借用：故夫子美其勇、而譏其不能裁度
事理以適於義也」

抄の本文「材ハ、桴ヲツクル材木ソ：材與、裁通シテ用ソ」(古)

「新注ハ、材ト裁ト同シ。古ニハ、借り用ルソ」(新)

このように、古注と新注の両方の注釈をともに取り上げている例が多く、しかも、論語聴塵などで見られるように、新注を漢文のまま引用することなく、通常の漢字仮名交じり文体で書かれている。これは、撰者自身が、古注と新注とが対立していると判断したところには、なるべく両者をともしに取り入れようとしていたのではないかと思われる。そして、古新注とともに、別の注釈、あるいは関連漢籍の引用が必要であると判断したところには、三種の注釈を取り入れているようである。

抄の本文は、中国側注釈書の引用において、ただ単に、手元のものから該当部分を引いたのではなく、撰者がしっかりとその内容を理解した上で引用であることが読みとれる。また、先行抄の文章に比べ、はるかにまとまりのある文章となっている。阿部博士も、本抄の本文について、「文字章句の単なる惰性的説明ではなく、朱注の微妙の急所をよく意を尽くして和文化し、聴塵の文を更に徹底し、思想的内容を一段と精審ならしめた感がある。単に宣賢抄を鸚鵡返しに講じた清家後期の抄とは格段の差がある。」と述べる。「聴塵の文を更に徹底し」というところは、以下で検討を行うが、本抄に対する印象は首肯できる。

全体用例の中、新注が引かれている用例が多くなっていることや、

本文の文章が先行の抄に比べ整理された様子であることから考えると、宣賢以降においても清原家では、新注の摂取は引き続き行われ、その学問も安定した様子を増していったと思われる。従って、清原家の新注摂取は宣賢で完遂されたとする先学の見解は修正されなければならぬであろう。

以上、本抄の抄の本文には、論語聴塵など清原家の先行の論語抄に比べ、新注の影響が強くなっていることを確認した。ところで、これは先行抄の中国側注釈書の取り入れと、その取り入れ方を変わず、新注の引用を増やしただけなのであろうか。

その点を確認するため、論語聴塵において、古注を単独で取る例、新注を単独で取る例、そして古注と新注をともに取る三種の例の、本抄の抄の本文における中国側注釈書の取り入れを調べ、その結果を〈表二〉に示した。

〈表二〉 論語聴塵と古活字版論語抄の抄の本文における中国側注釈書の取り入れの比較

古新	新	古	古	新	古新	外	古外	新外	古新外	他	合計
18	1	57									
2	3	1									
35	9	36									
0	0	2									
3	1	4									
1	0	0									
3	1	1									
2	1	1									
64	16	102									

両方が、同じ取り方をしているのは、「(古↓古)+(新↓新)+(古

新↓古新」の95例で、考察対象用例182例の中、約52%を占める。ここに聴塵の取り方に、新注や別の注釈を付加している例、つまり、「古↓古新」＋「古↓古外」＋「古↓古新外」＋「古新↓古新外」の44例を合わせると、139例で約76%になり、関係は強いものであるが、しかし、前稿で考察した應永本と論語聴塵の関係^{（注1）}よりは、はるかに弱いものである。

そのうえ、古新注の取り入れが逆になっている場合や、新注を取っていたのが古注に戻った例を含む中国側注釈書の取り入れが一致しない用例は43例で、全体の約24%を占める。この中には、もとなつたものと、それを補う形で成立したものとの間には、決して見られない用例も多く含まれている。

次の〈例三〉で見るように、論語聴塵では古注と新注の両方を取っていたものが、本抄になると、かえって新注を削り、古注だけを引いている。これは、論語聴塵を敷衍するのではなく、全く意見を異にしているものである。この類の例は、本抄の撰者が、宣賢と見解を異にしていたことを示すものであると考えられる。

〈例三〉

公治長第五の十三章 子貢曰、夫子之文章、可得而聞也、夫子之言性與天道、不可得 而聞也、（皇疏三10才 集注三3才）

「天道」

古注・集解、皇疏「天道者元亨日新之道也」

新注・集注「天道者天理自然之本體、其實一理也」

論語聴塵「天道トハ天理自然ノ本体也」(新)

「在」天即元亨利貞也」(古)
抄の本文「天道トハ謂元亨日新之道也」(古)

〈例四〉は、先行研究^{（注12）}において、清原家の先行抄への依存の例としてたびたび挙げられるものである。しかし、聴塵では、古注と新注、そして大全（巻四14才）に見える説の三種を引いていたのが、本抄では、古注だけの引用となつて注目にしたい。

〈例四〉

里仁第四の八章 子曰、朝聞道、夕死可矣、（皇疏二27才 集注二11才）

「章全体の意」

古注・集解「言將至死不聞世之有道」

・皇疏「歎世無道、故言、假使朝聞世有道、則夕死無恨、故云可矣」

新注・集注「道者事物當然之理、苟得聞之、則生順死安、無復遺恨矣、朝夕所以甚言其時之近」

論語聴塵「朝夕所以甚言其時之近」

「朝夕ト云ハ近キニトル字ノマ、ニハ可得ヘカラス、今天下無道ニシテ道アルコトヲ聞カス、若世二道アルコトヲ聞カハ、ヤカテ死トモ遺恨ナシト云」(古)

「一説、只聞風聞雨ト云方ニハ非ス。耳ニキクニハアラス。心ニ悟ルヲ云也。…聞道トハ心ニ此理ヲ悟ルヲ云。」(外)

「道トハ人ノ人タル理也…朱子カ一端豁^{ツツ}（左）ホカラカ

ナリ然トシテ貫通スルト云ハ、朝聞^レ道処也、此理ヲ得タル処ヲ云。」（新）

以上の考察から分かるように、本抄は中国側注釈書の取り入れにおいて、論語聴塵とは相違するところが少なくない。また、新注や別の注釈の引用の仕方も異なっている。これらのことから、両抄に密接な関わりを見つけることはできない。本抄の撰者は、論語聴塵を含む先行抄を参照はしたものの、宣賢とは異なる、独自の見解を持つところもあった人物と思われる。

論語本文上の訓点の性格の考察は、抄の本文とはその考察の対象を異にする。つまり、古注と新注の対立が訓読に反映される用例だけに注目する必要がある。このような対立項目は、語のレベルに反映される場合が17例、句や章全体に反映される場合が32例で、合計49例である。

る訓」「正訓は古注による訓で、左訓は新注による訓」「正訓は新注による訓で、左訓は古注による訓」「其の他」の五つに分類することができる。「其の他」はさらに、「①付訓がない」「②付訓が見えない」「③付訓はあるが、どちらの注によるものか判断できない」の三つに分けることができる。

〈表三〉 古活字版論語抄の論語本文上の訓点における中国側注釈書の取り入れ

「訓点」における中国側注釈書の取り入れは、抄の本文の結果（古注226例・新注131例）とは、古新注の取り入れの傾向が逆転していることが分かる。つまり、抄の本文では、古注を主として取り入れていたが、「訓点」は、新注を主としてしているのである。「訓点」において、古注による訓が書かれている用例は、37例で、189例の約20%を占めており、付訓のない30例を除外して考えても23%に過ぎない。それに対して、新注による訓は189例に引かれており、全体の約58%を占めている。また、付訓のない用例を除外すると、約65%に上るのである。

〈例五〉

八份第三の八章 子夏問曰、巧笑倩兮、美目盼兮、素以爲絢兮、何謂也、子曰、繪事後素、曰、禮後乎、子曰、起予者商也、始可與言詩已矣、(皇疏二6ウ 集注二3オ)

〔後素〕
古注―シロキヲノチニス

集解 鄭玄曰、繪畫文也、凡畫繪、先布衆色、然後以素、分其間以成其文

皇疏 如畫者先雖布衆采蔭映、然後必用白色以分間之、則畫文分明、故曰繪事後素也

新注―ソ(シロキ)ニ(ヨリ)ノチニス(オクル)

集注 繪事、繪畫之事也、後素、後於素也、考工記曰、繪畫之事、後素功、謂先以粉地、爲質、而後施五采

〔訓点〕「後素」

〈例六〉

陽貨第十七の十七章 子曰、巧言令色、鮮矣仁、(皇疏九14オ?)

集注九6オ

〔章全体〕

古注―集解、皇疏にこの章無し。

新注―あり

集注「重出」

〔訓点〕「子曰、巧言令色鮮矣仁」

〈例五〉は、抄の本文では、古注と新注をともに述べているが、こ

こでは、新注だけを取っている。〈例六〉は、章全体が古注、つまり、集解や義疏には載っていないものである。しかし、集注以下の新注系注釈書には、「重出」という注とともに載せられている。周知のとおり、この章は、學而第一の三章にも見られる。正和本・嘉暦本・永正本の三種の論語集解本では、欄外にあり、それには本文とともに、王肅の注が付いている。しかし、元底本論語集解では、王肅の注が付いたものが本行で確認される。ところが、本抄には、王肅の注は見えない。また、抄の本文には、「新註二八、此一章重出」という文が見える。これから考えると、この章が本抄に登場するのは、集解からではなく、集注からであると思われる。しかも、その訓を見ると、「巧」の字に対して、上記の集解本ではすべて「タクミニシ」と訓む。しかし、本抄の「訓点」では、新注系の訓に従い、學而第一の三章には「ヨクシ」と訓んでおり、〈例六〉も同様の訓であると思われる。

〈例七〉

憲問第十四の三十一章 子曰、不患人之不己知、患其不能也、(皇

疏七36オ 集注七 16ウ)

〔其不能(人)也〕

古注―オノレノウナキヲウレヘヨ

集解―本文に「患己無能(人)也」とある。

〔王肅曰、徒患己之無能也〕

皇疏―本文に「患己無能也」とある。

「正患無才能以與人知耳」

新注―其ノヨクセサルコトヲウレヘヨ

集注―本文に「患其不能也」とある。

「訓点」「患已」(左) 其不能^ル能^レ大有^ル無^レ能也

〈例九〉

公治長第五の十八章 子曰、臧文仲居蔡、山節藻？、何如其知也、

(皇疏三12オ 集注三6オ)

「居」

古注―オク

集解、皇疏「居猶畜也」

新注―ヲサム

集注「居猶藏也」

「訓点」「ヲサム」(左) オク

〈例七〉は、本文の相違に起因する訓読の相違の例である。本抄の論語本文は、一応集解をテキストとしており、その上に訓点が付いている。しかし、左には、集注の本文が見られ、それには集注による訓が付いている。さらに注目されるのは、「大全有」という部分である。加点者は新注系のテキストとして、大全を用いていたのであろうか。抄の本文においても、大全からの引用は多く見られる。

〈例八〉

先進第十一の五章 子曰、孝哉閔子騫、人不問於其父母昆弟之言、

(皇疏六3オ 集注六2オ)

「問」

古注―ヘタツ・ソシル

集解「陳群曰：故人不得有非問之言也」

皇疏「問猶非也」

新注―コトニス

集注「胡氏曰、父母兄弟称其孝友、人皆信之、無異詞者」

「訓点」「ソシル」(左) コトニス

〈例八〉は、「問」の字の右には「ソシル」という古注による訓が、左には新注による訓が正確に書かれている。〈例九〉は、正訓として新注を取っており、左訓として古注を取っている例である。

〈例十〉

顔淵第十二の十二章 子曰、片言可以折獄者、其由也與、子路無

宿諾、(皇疏六30ウ 集注六15ウ)

「折」

古注―サタム

皇疏「折獄謂判辨獄訟之事也」

新注―コトワル

集注「折斷也」

「訓点」「ワカッ」

〈例十〉は、古新注のどちらの訓とも一致しない訓が書かれているものである。その訓の根拠は未確認である。この類のものには、〈例十〉のほか三例がある。一つは、子路第十三の八章の「苟」の「古注イヤシクモ―新注イササカ」の対立において、「シハラク」という訓が付いている例である。二つは、陽貨第十七の二十四章の「微」の「古注ヌク―新注ウカカフ」の対立において、「モトム（左）サヘル」という訓が見える例である。三つは、堯曰第二十の二章の「慢」の「古注アナトル―新注ユルクス」の対立において、「ヲコタル」という訓が付いている例である。

四 中国側注釈書の取り入れにおける抄の本文と論語本文上の訓点

以上、本抄における中国側注釈書の取り入れを、抄の本文と論語本文上の訓点に分けて考察した。ところで、この両方の中国側注釈書の取り入れの傾向は一致しているのであろうか。ここでは、その両方の中国側注釈書の取り入れを比較し、そこに統一性が見られるのかについて考察する。

抄の本文と「訓点」の中国側注釈書の取り入れを比較するためには、当然同じ用例を対象にしなければならない。そこで、抄の本文の考察対象用例24例と、「訓点」の考察対象用例18例に共通する、82例を対象に、その中国側注釈書の取り入れを比較する。

その結果を、以下の表にまとめる。

〈表四〉 古活字版論語抄の抄の本文と論語本文上の訓点の中国側注釈書の取り入れの比較

抄訓	古	新	新左古	他①	他③	合計
古	3	17	1	4	3	28
新	0	2	0	0	0	2
古新	6	22	0	8	6	42
新外	1	0	0	0	0	1
古新外	0	5	0	2	1	8
他①	0	1	0	0	0	1

この表で見えるように、抄の本文と「訓点」の中国側注釈書の取り入れは、同一人のものと見るには、不自然な例が少なくない。線をひいたのがその例であり、考察対象用例82例の中、29例にも上る。特に、次の〈例十一〉と〈例十二〉で見えるように、抄の本文では、古注の引用しかないのに、「訓点」では、新注による訓が書かれている例が、17例も見える。

〈例十一〉

公冶長第五の十二章 子貢曰、我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人、子曰、賜也、非爾所及也、（皇疏三九ウ 集注三4ウ）
 「我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人（也）」
 古注―我レ人ノ我レヲシノカンコトラ欲セス、吾レモ亦人ヲシノ

カンコト無カラント欲ス

集解「馬融曰、加陵也」

皇疏「我不願世人以非理加陵之於我也、又云、我匪唯願人不以非理加於我、而我亦願不以非理加陵於人也」

新注「我レ人ノ我レニクハワンコトヲ欲セサルヲハ、吾レモ亦人ニクハフルコト無カラント欲ス

集注「子貢言我所不欲人加於我之事、我亦不欲以此加之於人」

抄の本文「子貢カ願イソ。加ト云ハ、無理ヲ人ニ云イカケテ侮ル事ゾ。世間ノ人ニ無理ナル事ヲ云イカケラレテ吾ヲ加キ侮トラレ事ハイヤソ。：又吾カ人ヲ加キ事モイヤソ」

(古)

「訓点」「我不^レ欲^ハ人之加^{コトヲ}諸我^ニ也、吾^ハ訓合符亦欲^{タス}無^ク加^フ諸人^ニ」
(新)

〈例十二〉

雍也第六の二十八章 子見南子、子路不説、夫子矢之曰、予所否者、天厭之、天厭之、(皇疏三三五才 集注三二七才)

「厭」

古注「フサク

皇疏「厭塞也」

新注「スツ・タツ

集注「厭棄絶也」

抄の本文「我道ヲフサカルヘキソ」(古)

「訓点」「スツ」(新)

また、〈例十三〉は、抄の本文では古注だけを引いているが、訓点では、新注を正訓とし、古注を左訓としている。

〈例十三〉

子路第十三の二十二章 子曰、南人有言曰、人而無恒、不可以作巫醫、善夫、不恒其德、或承之羞、子曰、不占而已矣、(皇疏七三ウ 集注七ウ)

「承」

古注「ウク

集解「孔安國曰：言德無常則羞辱承之」

皇疏「言人若爲德不恒、則心羞辱承之」

新注「ススム

集注「承進也」

抄の本文「人タル者、若シ德ヲ行フト云ヘトモ、恒ト云コト無レハ、常ニ差ヲ受ルソ」(古)

「訓点」「ススム(左)ウク」(新(左)古)

以上、考察したように、本抄の抄の本文と論語本文上の訓点は、中国側注釈書の取り入れにおいて、異なる傾向を見せる用例が少なくないことが分かる。

抄の本文は、多様な説を引用して書くことができる。特にその抄が、講者の手控である場合はその傾向が著しい。これに対して、「訓

点」の方は、一つないし二つの訓の選択に迫られ、加点者の精選された見解を確認することができる。そこで、抄の本文の撰者と訓点の加点者が同一人物であれば、古注だけによって加点し、抄の本文にはそれ以外の中国側注釈書も書き加えることや、その逆の場合は可能であっても、両方の中国側注釈書の取り入れが全く別の傾向を示すことは考えられない。

これから考えると、「訓点」の加点者は抄の本文の撰者とは異なる人物であり、また、論語の理解を異にするところの多い人物であると判断される。本抄の刊行部数は未詳であるが、写本とは違って、この種の書物を手でできたのが清原家の人に限ったとは言えない。従って、加点者も必ずしも清原家の人物であるとは言えない。

清原家の人であつたにせよ、そうでなかつたにせよ、抄の本文が古注を中心に書かれているにも関わらず、新注を主とし加点しているところから、加点者は新注を中心に論語を理解し、訓む人物であつたことが推定できる。少なくとも加点者の処した学問的な背景からはそうであつたと思われる。しかし、訓読というものが一種の社会的な合意を必要とするものであることを考えると、この結果は、ただ単に加点者個人の見解であるよりは、当時の論語訓読を反映するものとも言えそうである。このように考えると、本抄の「訓点」における中国側注釈書の取り入れは、古注を中心とするものから新注を中心とするものに変化していく、論語訓読上の過渡期の状況を示すものであるといえよう。

五 まとめ

以上、古活字版論語抄の抄の本文と論語本文上の訓点を対象に、中国側注釈書の取り入れについて考察した。その結果を以下にまとめる。

一 抄の本文においては、新注を単独で取る例は、論語聴塵などに比べ少ないが、古新注の両方をとともに取るなど、全体の用例の中、新注が引かれているのは、131例となり、約54%を占めている。これは、聴塵の48%を上回るものである。

一 抄の本文における宣賢撰論語聴塵との関連を調べるため、両抄の中国側注釈書の取り入れを比較した結果、両抄の間には、應永本と聴塵の間に見られるほどの関連は確認できない。本抄の抄の本文の撰者は、宣賢とは論語の理解において相違する部分もあつたと考えられる。

一 以上で分かるように、清原家の新注撰取は、宣賢の代で完遂されたとは断定しにくく、宣賢以後においても、積極的に行われたと見るべきであろう。

一 「訓点」においては、抄の本文とは逆に、新注による訓を主として引いている。考察対象用例180例の中、古注による訓が書かれているのは37例である。これに対して、新注による訓が書かれているのは、189例であり、全体用例の約58%を占めている。抄の本文と「訓点」を、中国側注釈書の取り入れの側面から比較した結果、その中国側注釈書の取り入れにおいて、同一人物

によるものとは考えにくい用例が、考察対象用例82例の中、29例も見られる。

一 従って、「訓点」の加点者は、抄の本文の撰者とは論語の理解を異にする別の人物であると思われる。これは加点者が新注を中心とした論語理解を有する人物であることを示すとともに、当時の論語訓読の状況を反映するものであると考えられる。

(注一)

拙稿「應永二十七年本論語抄における中国側注釈書の取り入れについて——朱子新注の取り入れを中心にして——」『訓点語と訓点資料』一〇二、一九九九

拙稿「清原家論語抄における中国側注釈書の取り入れの変遷」『国語国文』六九ノ三、二〇〇〇

以下、前稿。清原家論語抄のテキストは、前稿と同様、以下のとおりである。

東山文庫本系論語抄：東山文庫蔵應永二十七年(一四二〇)

称光天皇宸翰並五条為綱奉勅写本十卷五冊 中田祝夫編

『東山文庫蔵称光天皇宸翰應永二十七年本論語抄(抄物大系)』勉誠社、一九七六(以下、應永本)

清原業忠講論語聞書：国立国会図書館蔵天文四年(一五三

五)書写本二冊 坂詰力治「第四章国立国会図書館蔵『論語聞書』について(付・翻刻本文)」『論語抄の国語学的研究 研究篇』武蔵野書院、一九八四(以下、業忠抄)

清原宣賢撰論語聴塵：蓬左文庫蔵室町末書写天正十三年

(一五八五)清原枝賢自筆奥書本 十卷五冊 同文庫蔵マイ

クロフィルムの焼き付けの複写本(以下、論語聴塵)

論語私抄：京都大学付属図書館(清家文庫)蔵室町末近世初聞書写本十卷五冊 坂詰力治編『論語抄の国語学的研究影印篇』武蔵野書院、一九八四(以下、論語私抄)

また、古注・新注の規定も前稿と同様である。つまり、古注は、論語集解及び皇侃の論語義疏だけを指す。新注は論語集注に限る。

(注二)

阿部隆一博士の分類によると、古活字版論語抄と称するものには、双辺九行と(元和寛永中)刊行単辺九行のものがあり、前者には、宮内庁書陵部蔵ほか五種が、後者には、成實堂文庫と静嘉堂文庫蔵のものが存するという。(阿部隆一「室町以前邦人撰述論語孟子注釈書考(上)」『斯道文庫論集』二、一九六三、94頁)

本稿では、双辺九行に属する宮内庁書陵部蔵本(北海道大学言語情報講座所有のマイクロフィルムの焼き付け本を使用。(注十四)の写本も同様。)を用いて考察する。

なお、正和本の貴重な写真版を提供してくださった石塚晴通先生と北海道大学言語情報講座に、記してお礼申し上げます。

(注三)

大江文城『本邦四書訓点并に注解の史的研究』関書院、一九三五、138〜140頁

(注四)

阿部隆一「前掲論文(注二)」97頁

(注五)

和島芳男『日本宋学史の研究 増補版』吉川弘文館、一九八八(初版一九六二)、215頁「このように枝賢は晩年ますます

のか判断できない用例である。

		古	新	古新	外	古外	新外	古新外	他①	他②
應永本	131	17	54	5	16	3	11	5	2	
業忠抄	39	22	8	27	7	6	5	125	5	
論語聴塵	102	16	64	2	20	6	30	2	2	
論語私抄	99	32	62	10	13	8	13	5	2	

(注六)

す新注字を唱道して倦まず、その都鄙にわたる精力的な活動は祖父宣賢を凌ぐものさえあったが、枝賢はその講説においてにはひたすら祖父の遺した家訓・家説を忠実に祖述するばかりであったようである。これは清原氏の新注摂取が前述の通り、良賢・業忠・宣賢の数代の間に完遂され、枝賢があえてこれに加うべきものは極めて僅かしか遺されていなかったからであろう。」

阿部博士の論考においても、「教育大本は『船橋蔵書』の蔵印あり、清原家・故林泰輔博士旧蔵書本にして、経注文に黒筆訓点、全巻に朱句点朱印が加えられている。」(前掲論文(注二) 94頁)とあるだけで、この訓点については述べられていない。

(注七)

拙稿「室町末期・江戸初期の論語集注本における古注の影響——元亀本・寛永本・寛文本を対象として——」『訓点語と訓点資料』一〇七、二〇〇—

(注八)

本稿で考察する24例は、その項目の重要度により、前稿の用例とは入れ替わったところがある。また、同じ用例にしても、判定において、若干の異同がある。しかし、それにより、比率の若干の変動はあるものの、決して前稿の結果に影響するものではない。以下、変化後の清原家論語抄の中国側注釈書の取り入れの状況を示す。分類における「外」とは、古新注以外の注釈及び関連漢籍の引用をいう。「他①」は、該当項目に関する記事がないもの、そして「他②」は、該当する記事はあるものの、どちらの注によるも

(注九)

阿部隆一 前掲論文(注二) 98頁

(注十)

應永本と論語聴塵とが中国側注釈書の取り入れにおいて、同じ取り方をしているのは、考察対象用例の約78%であり、應永本の取り方に、新注や別の注を加えるなどで、中国側注釈書の取り入れに同じ傾向を示すものは、約98%である。

(注十二)

阿部隆一 前掲論文(注二)

中田祝夫「解説」『東山文庫蔵称光天皇宸翰應永二十七年本論語抄(抄物大系)』勉誠社、一九七六

坂詰力治「論語抄の国語学的研究 研究篇」武蔵野書院、一九八四

(注十二)

古新注の対立が訓読に反映される項目の抽出過程については、拙稿(前掲論文 注七)の「三 研究の方法」を参照されたい。

(注十三)

「他③」には、次の三種の用例が属する。一つは、古注及び新注の訓とは区別される訓が付いている場合である。

これについては、〈例十〉をとおして考察する。二つは、古新注の訓がともに動詞である場合、「字」のようにしか付訓がない場合である。三つは、八份第三の九章の「徴」の例のように、古注によると「ナス」、新注によると「シルス」と訓めるが、「徴」のような付訓がある場合である。正和本は、凡例の集解のテキストと同様。

(注十四) 書陵部蔵嘉暦二年(一三二七) 禪澄書写加点本全十帖、清原教隆点

東洋文庫蔵室町後期写(清原枝賢自筆か) 永正九年(一五二二) 清原宣賢奥書 全十帖

(注十五) 蓬左文庫蔵元応二年(一三二〇) 奥書釋教圓鈔写(同文庫蔵焼き付け本の複写本使用)

〔付記〕 本稿は、二〇〇一年三月、北海道大学に提出した博士学位論文「日本における論語訓読史の研究——中国側注釈書との関連に注目して——」の一部分である。

(オ ミ ヨ ン・韓國外國語大學校非常勤講師)